

様式第 4 号（第 7 条関係）

パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：つくば市特定健康診査等実施計画（第 3 期）（中間評価）の内容について（審議）】

つくば市保健福祉部国民健康保険課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成 29 年度につくば市特定健康診査等実施計画（第 3 期）を策定し、国民健康保険被保険者を対象に、生活習慣病の早期発見・早期治療の観点から、特定健康診査、特定保健指導を実施してきた。今年度は、計画内容の状況を確認する。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

特定健康診査等実施計画の策定は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく法定計画として、全市町村（国民健康保険者）に義務付けされている。これに伴う中間評価です。

○ 未来構想における根拠又は位置付け

Ⅱ 誰もが自分らしく生きるまち

Ⅱ-2 人生 100 年時代に生涯いきいきと暮らせるまちをつくる

・一人ひとりのこころとからだの健康づくりの支援

○ 関係法令、条例等

高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条に基づく特定健康診査等基本指針

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む。）

中間評価を行うことで、特定健康診査、特定保健指導を実施してきた内容を見直すことにより、国民健康保険被保険者の生活習慣病の発症予防及び重症化予防が図られる。